

令和7年9月8日

市内指定就労選択支援事業所
市内指定就労移行支援事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
障害福祉課長

令和7年10月以降の特別支援学校等卒業予定者の就労アセスメントの実施について

本市では、特別支援学校卒業予定者について、支給決定を行わずに特別支援学校等の実習の一環として実施してきましたが、本来は支給決定を行い就労移行支援事業者による障害福祉サービスとして実施する必要があることから、令和6年度から全学校・全学年の在校生を対象に支給決定を行い、就労移行支援事業者による障害福祉サービスとして実施した経過があります。

就労選択支援事業の施行に伴い、令和7年10月以降の就労継続支援B型事業の利用については、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となるとされています。

就労選択支援事業の施行及び運用面での調整に伴う令和7年10月以降の対応について、次のとおり整理しましたので、御理解、御協力をお願いいたします。

1 対象

本市が支給決定を行う特別支援学校高等部在学生のうち、就労アセスメントの実施を希望する者
※他市町村が支給決定を行う方については、当該市町村の扱いによります。

2 その他

- ・支給決定を行う場合は、通常の利用者と同様に、契約や個別支援計画の作成が必要となります。
- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合や利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合については、当面の間、従前どおり、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用も可能とします。
- ・サービス実施時に利用者に交付するアセスメント結果について、これまで平成27年3月31日付けで市が事業所あてに示していた「アセスメント実施結果報告書」を参考様式としていましたが、就労選択支援の施行にあたっての国の通知から、「就労支援のためのアセスメントシート」を参考様式とします。

(参考)

- ・障障発 0331 第3号、令和7年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労選択支援の実施について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

- ・厚生労働省「就労選択支援実施マニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「就労支援のためのアセスメントシート」

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>

※参考様式ですので、その他の様式であっても「障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理」が記載されていれば可。

(特別支援学校等卒業生の利用調整について)

障害計画課地域支援担当 大西・中村

電話 200-0871

(支給決定について)

障害福祉課給付担当 田村・村瀬

電話 200-0873

電話 044-200-0873

Ⅲ. 就労継続のための環境 ※領域名をクリックすることで、該当する領域の記載内容を確認できます。

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

Ⅳ. 総合協同所見

【 ストレngths(長所)と課題等 】

--

【 必要な支援と配慮 】

--

(参考) 特別支援学校等が本人・保護者に説明する際に使用する資料です。

れいわ ねん がついごう
【令和7年10月以降】

そつぎようご しゅうろうけいぞくしえん がたじぎようしょ りよう 卒業後の就労継続支援 B 型事業所の利用について

そつぎようご しゅうろうけいぞくしえん がたじぎようしょ りよう ばあい げんそく ざいがくちゅう
卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業所を利用する場合は、原則として、在学中に
しゅうろうせんたくしえんじぎようしょなど しゅうろう うけ しゅうろうめん かだい はあく おこな
就労選択支援事業所等で「就労アセスメント」を受け、就労面での課題の把握を行う
ひつよう
必要があります。

1. 就労アセスメントとは？

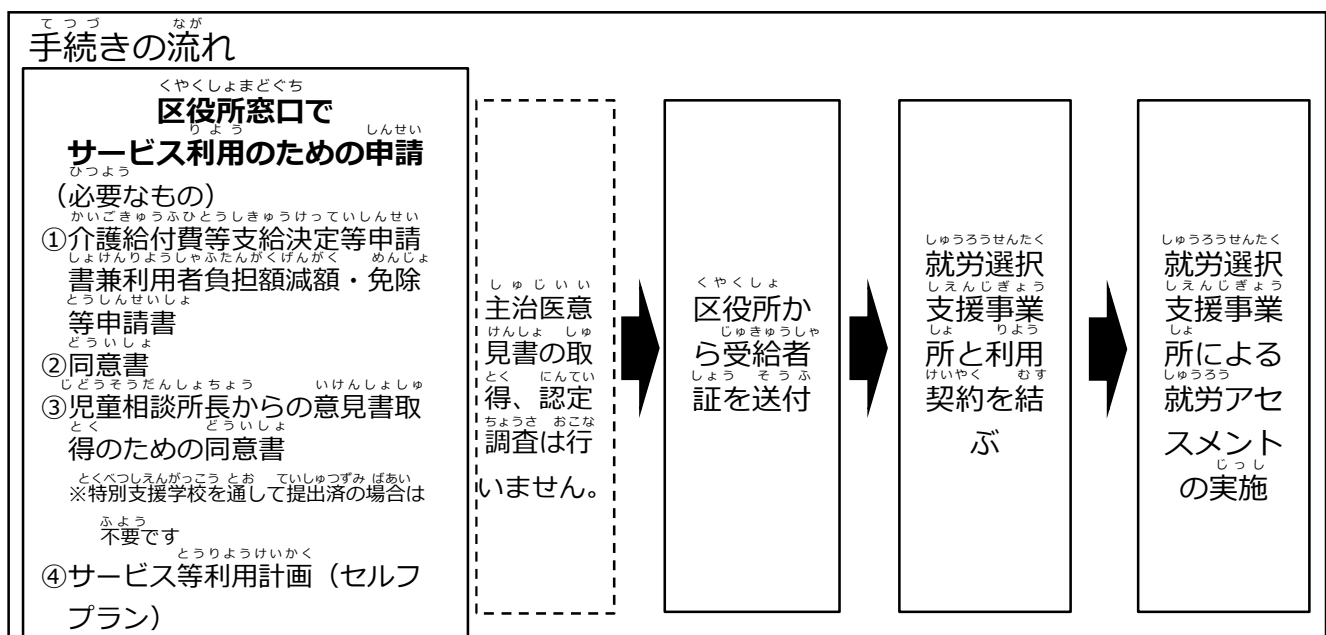
ほんにん かぞく めんだん さぎょう ばめん など かつよう しょうがい しゅるい およ ていど しゅうろう かん いごう およ けい
本人や家族との面談や作業場面等を活用して、障害の種類及び程度、就労に関する意向及び経
けん しゅうろう ひつよう ばりよ およ しえん てきせつ さぎょう かんきょうなど かん じごう じょうきょう せいり おこな
験、就労するために必要な配慮及び支援、適切な作業の環境等に関する事項や状況の整理を行
います。

2. 就労アセスメントをうけるためには？

す くやくしよちいき しえん こうれい しょうがいか りよう てつづ おこな
お住まいの区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課でサービス利用のための手続きを行
う必要があります。

い か なが てつづ おこな じゆきゅうしやしやう しゆとく しゅうろう じっし しゅうろういごうし
以下の流れで手続きを行い、受給者証を取得してから就労アセスメントを実施する就労移行支
えんじぎようしょ かよ
援事業所へ通います。

しょうがいしやてちやう しゆとく こうしん べつ てつづき ひつよう すで しょうがいじつうしよ ほうかごとう
※障害者手帳の取得・更新とは別な手続きが必要です。既に障害児通所（放課後等デイサービス
など）や障害福祉サービスを利用している場合でも改めて手続きが必要です。



就労アセスメントに関する質問

区役所窓口での手続きから受給者証の発行まで、どのくらいの時間がかかりますか？

区役所窓口で多数の申請がお寄せいただいている場合は、お待たせすることがあります。また、就労選択支援事業所の他の方の利用状況によって受入できるスケジュールにも影響がありますので、お早めに手続きください。

利用できる就労選択支援事業所が少ないのですが、どうしたらよいですか？

近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく利用までに待機期間が生じる場合は、当面の間、従前どおり、就労移行支援事業所等で就労アセスメントを行うことができます。

就労アセスメント結果の有効期限はありますか？

有効期限はありません。高等部1年生・2年生の時に実施した就労アセスメント結果についても有効です。

就労選択支援事業所の利用と同じ日に放課後等デイサービス事業所を利用することはできますか？

令和7年10月以降可能です。(就労移行支援事業所の場合は、就労アセスメントのために利用する場合に限り可能です。)

地域みまもり支援センター 高齢・障害課 障害者支援係

名称	郵便番号	住所	電話番号	最寄りの駅・バス停
川崎区役所地域みまもり支援センター	210-8570	川崎区東田町8	201-3215	J R線・京急線川崎駅
幸区役所地域みまもり支援センター	212-8570	幸区戸手本町1-11-1	556-6654	市バス幸区役所入口
中原区役所地域みまもり支援センター	211-8570	中原区小杉町3-245	744-3296	J R線・東急線武蔵小杉駅
高津区役所地域みまもり支援センター	213-8570	高津区下作延2-8-1	861-3252	J R線武蔵溝ノ口駅/ 東急線溝ノ口駅
宮前区役所地域みまもり支援センター	216-8570	宮前区宮前平2-20-5	856-3304	東急線宮前駅
多摩区役所地域みまもり支援センター	214-8570	多摩区登戸1775-1	935-3302	J R線登戸駅/ 小田急線向ヶ丘遊園駅
麻生区役所地域みまもり支援センター	215-8570	麻生区万福寺1-5-1	965-5159	小田急線新百合ヶ丘駅

発行

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課・障害福祉課
電話：044-200-0871・0873

FAX：044-200-3932